

競争参加者の資格に関する公示

南摩ダム取水放流設備他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和2年9月14日

独立行政法人水資源機構
理事長 金尾 健司

◎調達機関番号 563 ◎所在地番号 11

- 1 工事名 南摩ダム取水放流設備他工事
- 2 工事場所 栃木県鹿沼市上南摩町地内
- 3 工事内容

【機械設備工事及び点検】

本工事の施工内容は、水門設備の製作据付を行う機械設備工事、放流試験及び点検とする。

なお、機械設備工事の施工範囲は、次の設備の設計、製作、輸送、据付、無負荷試運転調整、後片付けまでの一切とし、設備の据付に必要なアンカーボルト、埋設金物、機側操作盤の二次側以降の配管配線工事を含むものとする。

- ・取水設備 1式
- ・制水設備 1式
- ・利水・水位低下放流設備 1式
- ・送水路拔水設備 1式
- ・減勢工ゲート設備 1式
- ・仮排水路閉塞ゲート 1式
- ・試験湛水ゲート 1式

- 4 工期 契約締結の翌日から令和10年3月31日
(工事)契約締結の翌日から令和7年3月31日
(点検)令和7年4月1日から令和10年3月31日

- 5 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の受付期間

令和2年9月14日から令和2年11月4日まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日9時30分から17時まで（12時から13時までを除く）。

なお、令和2年11月5日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

- 6 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和2年9月14日から〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構 経営企画本部技術管理室契約企画課 電話 048-

600-6534（直通）、FAX048-600-6588において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し(1)に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書（7(9)の条件を満たすものに限る。）
- ② 7(6)の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）
- ③ すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）

(3) 申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

以下の(1)から(10)までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

- (1) 建設工事有資格業者認定要領第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。
- (3) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成

機構における一般競争（指名競争）参加資格のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録している者2社で結成される特定建設工事共同企業体であること。

(6) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

- ① 特定建設工事共同企業体の代表者が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡し完了した同種工事（イ）、又は（イ）及び（ロ）の施工実績を有していること。なお、代表者が同種工事（イ）のみの施工実績を有している場合は、代表者以外の構成員が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡し完了した同種工事（ロ）の施工実績を有していること。また、代表者が同種工事（イ）及び（ロ）の施工実績を有している場合には、代表者以外の構成員が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡し完了した同種工事（イ）又は（ロ）の施工実績を有していること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

【同種工事として認める施工実績の要件】

- (イ)「ダム用の選択取水設備として、連続サイホン式、直線多段式ゲート、直線多重式ゲート、半円形多段式ゲート、円形多段式ゲート、又は側壁付円形多段式ゲートのいずれかを自ら製作・据付した工事」

(ロ)「ダム用の小容量放流設備として、ジェットフローゲート、高圧スライドゲート(矩形タイプ)、ホロージェットバルブ、フィクストコーンバルブ、コーンスリーブバルブ、又は引張ラジアルゲートのいずれかを自ら製作・据付した工事」

※「ダム用」とは、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)で定義されている堤高15m以上のものとする。

※「連続サイホン式」とは、水深方向に連続して配置された逆V字管型のサイホンを取水管とする取水設備で、任意の取水管から取水が可能な選択取水設備をいう。

※「自ら製作・据付した工事」とは、自らゲート設備全体のシステム設計を行い、ゲート設備を構成する設備全体の施工を行った新設工事とし、整備及び修繕工事等は対象外とする。

② 建設業法(昭和24年法律第100号)の鋼構造物工事業につき、許可を有してから営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(7) 出資比率要件

特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であること。

(8) 代表者の要件

特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

(9) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。

(10) 施工方式

共同施工方式とする。

8 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

7(5)の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も5及び6により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7(5)の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、本工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、7(5)の認定を受けていない構成員が本工事の開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

9 資格審査結果の通知

「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「南摩ダム取水放流設備他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業

体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

